

次期「北九州市地域福祉計画」の策定について

社会福祉法に基づき、地域住民の生活課題を明確にし、その解決策を示すための基本方針として、「北九州市地域福祉計画（北九州市の地域福祉2021～2025）」を定めている。（計画期間：令和3年度～7年度）

次期計画策定のため令和6年度に実施した「地域福祉に関する市民意識調査」の結果を活用し、策定懇話会等の意見を聴きながら次期計画の検討を進める。

なお、次期計画の策定にあたっては、総務市民局において策定中の「地域コミュニティビジョン」（令和7年度末に報告書とりまとめ予定）も踏まえて議論を行うこととし、現行の地域福祉計画の期間を1年延長するもの。

1 地域福祉計画の概要

北九州市地域福祉計画（計画書）

(1) 根拠法

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」



(2) 目的

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備するもの。

(3) 計画期間

概ね5年間

(4) 計画の位置づけ

- ・ 市基本計画の分野別計画
- ・ 高齢、障害、児童等の各福祉計画を推進するための地域の基盤づくりを定める計画
- ・ 民間の立場から地域福祉活動を促進する市社協の「地域福祉活動計画」と連携

(5) 計画で定める事項

- ・ 地域福祉活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 地域生活課題解決のための包括的支援体制の整備に関する事項 など

（次頁へ）

2 地域福祉に関する市民意識調査

地域の支え合いや住民参加・ボランティアなど地域活動を中心に調査し、地域福祉に関する意識やニーズを把握して、計画策定の検討に活用する。

令和6年12月～令和7年1月実施
(調査結果(概要)は別添のとおり)

地域福祉に関する市民意識調査結果(本冊)



3 次期計画の策定

「北九州市地域コミュニティビジョン」で定める将来像も踏まえ、共助の仕組みについて議論するため、現行の地域福祉計画期間を1年延長し、次期計画は令和9年度からとする。

4 今後のスケジュール

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9…
現行計画	計画期間					延長	
地域コミュニティ ビジョン					検討 報告書まとめ		
次期計画					策定作業	計画期間	

策定作業スケジュール(予定)

令和7年11月～8年12月	懇話会の開催
令和8年12月	常任委員会報告(計画素案)
令和8年12月	パブリックコメントの実施
令和9年 2月	常任委員会報告(パブコメ結果・計画最終案)
令和9年 3月	計画策定